

国立感染症研究所村山庁舎の運営等
に関する要望書

東京都武蔵村山市

要 望

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、エボラ出血熱などの重篤な感染症に関する対策は、国内においても重要かつ喫緊の課題であり、国立感染症研究所村山庁舎の重要性が増していることは、認識しているところであります。

このため、平成27年8月3日付武発第821号で貴職へ要望した事項及び同日付の貴職からの確認事項を踏まえ、下記のとおり要望します。

記

1 施設の安全対策、防災対策について

施設の運営は、市民の安全・安心の確保を最優先に対応すること。

特に、災害や事故に備えるため、市や警察等の関係機関とも連携し、周辺住民に対する円滑な連絡や状況説明について、責任を持って対応するとともに、施設の安全性を確保する各種設備については、常に良好に機能するよう責任を持って適切に保守管理を行うこと。

また、万が一事故等が発生した場合には、国立感染症研究所村山庁舎に係る災害・事故等発生時における対応マニュアルに基づき、直ちに適切な措置を講ずるとともに、市や周辺住民に対して、速やかに情報提供を行うこと。

さらに、施設周辺の安全対策や事故・災害対策及び避難対応については、引き続き、国として市とも連携しつつ、継続的に強化策を講じること。

2 B S L - 4 施設で実施する業務について

施設において実施する業務は、国内で感染者が確認された際に感染者の生命を守るために必要な診断や治療等に関する業務に特化すること。

また、施設運用については、引き続き市民への情報提供や施設の安全対策を積極的に行った上で、市民の理解を得つつ国が責任を持って進めること。

3 情報開示・コミュニケーションについて

施設運営の透明性を確保するため、施設運営連絡協議会を継続して開催し、施設の使用状況を報告するとともに、施設見学会や説明会も継続的に実施し、引き続き、積極的な情報開示や、地域とのコミュニケーションの強化に努めること。

さらに、施設の運営状況をチェックするため、引き続き感染症対策に関する有識者による体制を確保すること。

4 施設の移転について

施設が市街地にあることに対する不安やワクチン開発等の研究が可能な最新の設備を備えた施設の新設が必要であるとする日本学術会議の提言等を踏まえ、当市以外の適地への B S L - 4 施設の移転について結論を出し、速やかに対応を図ること。

平成 30 年 11 月 12 日

厚生労働大臣 根本 匠
国立感染症研究所長 脇田 隆字 } 様

武蔵村山市長 藤野 勝